

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈についてを改正する規程案 新旧対照表 (傍線部分は改正部分)  
 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について (20140625 商局第1号)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><b>高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)</b>                      制定 20140625 商局第1号 平成26年7月14日</p> <p>(1)一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</p> <p>第7条の3関係</p> <p><u>第1項及び第2項中「製造設備の冷却の用に供する冷凍設備」とは、第2条関係の「いわゆる付属冷凍について」の図(ロ)及び(ハ)の※印を付した間接冷却式の付属冷凍設備の本体及び本体に取り付けられたラインの第一継手の範囲をいう。また、「冷凍保安規則に規定する技術上の基準による」とは、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>第1項及び第2項中の第6条第1項第11号及び第12号については、冷凍保安規則第7条第1項第6号を準用する。</u></p> <p>(2) <u>第1項及び第2項中の第6条第1項第13号については、冷凍保安規則第64条第1号ロを準用する。</u></p> <p>(3) <u>第1項及び第2項中の第6条第1項第14号については、冷凍保安規則第64条第1号イを準用する。</u></p> <p>(4) <u>第1項及び第2項中の第6条第1項第19号については、冷凍保安規則第7条第1項第7号及び第8号を準用する。</u></p> <p>第82条関係</p> <p>(1) <u>第2項第2号中、「第99条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示(平成十七年三月三十日経済産業省告示第八十四号。以下「保安検査告示」という。)で定める検査方法の準用等で対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県又は指定保安検査機関は、第99条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)</b></p> <p>制定 平成 09・03・31 立局第18号 平成 9年 4月 1日                      改正 平成 09・09・29 立局第2号 平成 9年 9月30日                      平成 10・03・26 立局第7号 平成10年 3月31日                      平成 11・09・28 立局第4号 平成11年 9月30日                      平成 12・03・31 立局第59号 平成12年 4月 1日                      平成 12・09・20 立局第2号 平成12年12月22日                      廃止・制定 平成 19・06・18 原院第2号 平成19年 7月 1日                      改正 平成 22・04・01 原院第6号 平成22年 4月 5日                      平成 23・01・15 原院第1号 平成23年 1月17日                      平成 23・06・28 原院第4号 平成23年 7月 4日</p> <p>(1)一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</p> <p>(新規)</p> <p>第82条関係 (新規)</p> <p>(1) (略)</p>

**(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について**

第2条関係

第1項第1号中第一種保安物件について～第1項第14号中減圧設備について（略）

第1項第15号中処理能力について

- (1) 「処理能力」はポンプ及び圧縮機以外の処理設備については、原則として申請書の記載による。
- (2) 設備を変更せずに処理能力を超えて処理しようとするときは、製造方法の変更の許可が必要である。
- (3) 「へ減圧設備」は特定消費に係る減圧設備（消費設備）をいう。
- (4) 貯槽又は容器内の液化石油ガスの液面が気化した液化石油ガスの圧力を受けることにより、液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に液化石油ガスを充てんする液化石油ガススタンドであって、イからへまでに掲げる処理設備を有しないものの処理能力は0m<sup>3</sup>である。

第1項第18号中容器置場について～第1項第20号中液化石油ガススタンドについて（略）

第6条関係

第1項中「製造設備の冷却の用に供する冷凍設備」とは、第2条関係のいわゆる付属冷凍についての図(ロ)及び(ハ)の※印を付した間接冷却式の付属冷凍設備の本体及び本体に取り付けられたブラインの第一継手の範囲をいう。

また、「冷凍保安規則に規定する技術上の基準による」とは、次のとおりとする。

(1)～(4)（略）

1. ～14.（略）

15. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第16条第22号の規程に基づく検査をバルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める件(平成9年3月17日通商産業省告示第127号)で定めるところにより行うため、又はバルク貯槽の廃棄のために、液化石油ガスを入れたバルク貯槽のうち、容器検査所等に置かれたものは、貯槽ではなく容器として取り扱うものとする。このとき、容器検査所等が第一種製造設備の場合であって、製造に係る貯蔵を行う場合は、容器置場並びに充てん容器及び残ガス容器の基準は、液化石油ガス保安規則第6条第1項第35号及び同条第2項第7号に掲げる基準に適合する必要がある。また、容器検査所等が第一種貯蔵所の場合であって、容器により貯蔵(製造に係る貯蔵を除く。)する場合は、液化石油ガス保安規則第19条第2号及び同規則第24条に適合する必要がある。なお、上記のいずれの場合においてもバルク貯槽は容器検査所等において、速やかに検査又は廃棄を完了することが望ましい。

第9条関係

(1)（略）

(2) なお、輸送者及び受入者についての許可手続等については、次の表を参照されたい。

輸送車の区分	輸 送 者	受 入 者
1. 移動式製造設備であ	①法第5条第1項の規定により事業所ごとに許可を受ける。	①法第5条第1項の規定による許可を受ける必要なし

**(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について**

第2条関係

第1項第1号中第一種保安物件について～第1項第14号中減圧設備について（略）

第1項第15号中処理能力について

- (1) 「処理能力」はポンプ及び圧縮機以外の処理設備については、原則として申請書の記載による。
  - (2) 設備を変更せずに処理能力を超えて処理しようとするときは、製造方法の変更の許可が必要である。
  - (3) 「へ減圧設備」は特定消費に係る減圧設備（消費設備）をいう。
- (新規)

第1項第18号中容器置場について～第1項第20号中液化石油ガススタンドについて（略）

第6条関係

第1項中「製造設備の冷却の用に供する冷凍設備」とは、第2条関係のいわゆる付属冷凍についての図(ロ)及び(ハ)の※印を付した間接冷却式の付属冷凍設備の本体及び本体に取り付けられたブラインの第一継手の範囲をいう。

また、「冷凍保安規則に規定する技術上の基準による」とは、次のとおりとする。

(1)～(4)（略）

1. ～14.（略）

(新規)

第9条関係

(1)（略）

(2) なお、輸送者及び受入者についての許可手続等については、次の表を参照されたい。

輸送車の区分	輸 送 者	受 入 者
1. 移動式製造設備であ	①法第5条第1項の規定により事業所ごとに許可を受ける。	①法第5条第1項の規定による許可を受ける必要なし

<p>る輸送車</p>	<p>②法第20条に規定する完成検査、法第26条第1項に規定する危害予防規程の届出、法第35条第1項に規定する保安検査等を受ける。</p>	<p>②完成検査等なし(立入検査を受けることがある。)</p>	<p>る輸送車</p>	<p>②法第20条に規定する完成検査、法第26条第1項に規定する危害予防規程の届出、法第35条第1項に規定する保安検査等を受ける。</p>	<p>②完成検査等なし(立入検査を受けることがある。)</p>
	<p>③充てんに際し、保安係員が立ち会い監督できるようにすることが望ましいが、輸送者側の保安係員がその事業所において受入者の事業所での充てん作業を監督できる体制(例えば、あらかじめ保安係員が指名した一定の知識、経験を有する者による充てん)となっている場合はこの限りでない。</p>	<p>③保安責任者(受入者の受け入れる液化石油ガスの製造又は消費に関し一年以上の経験を有する者、液化石油ガス保安規則第71条の特定高圧ガスの取扱主任者となる資格を有する者又は高圧ガス保安協会が行う液化石油ガスの取扱いに関する講習の課程を終了した者に限る。)を選任する。ただし、受入者が第一種製造者である場合は、その事業所で選任されている保安係員でよい。</p>		<p>③充てんに際し、保安係員が立ち会い監督できるようにすることが望ましいが、輸送者側の保安係員がその事業所において受入者の事業所での充てん作業を監督できる体制(例えば、あらかじめ保安係員が指名した一定の知識、経験を有する者による充てん)となっている場合はこの限りでない。</p>	<p>③保安責任者(受入者の受け入れる液化石油ガスの製造又は消費に関し一年以上の経験を有する者、液化石油ガス保安規則第71条の特定高圧ガス取扱主任者となる資格を有する者又は高圧ガス保安協会が行う液化石油ガスの取扱いに関する講習の課程を終了した者に限る。)を選任する。ただし、受入者が第一種製造者である場合は、その事業所で選任されている保安係員でよい。</p>
	<p>④移動式製造設備に変更のあった場合には、法第14条第1項の許可を受ける。ただし、輸送車を減車する場合には、法第14条第2項の届出をする。</p>			<p>④移動式製造設備に変更のあった場合には、法第14条第1項の許可を受ける。ただし、輸送車を減車する場合には、法第14条第2項の届出をする。</p>	
	<p>⑤なお、受入者においても高圧ガスを受入れるための処理設備を設置している場合には、受入者が法第5条第1項の許可を受けることは勿論であるが、移動式製造設備に係る製造施設における高圧ガスの製造についての責任は、別段の明確な保安上の契約がない限り、輸送者側が全責任をもつものとして運用されたい。</p>			<p>⑤なお、受入者においても高圧ガスを受入れるための処理設備を設置している場合には、受入者が法第5条第1項の許可を受けることは勿論であるが、移動式製造設備に係る製造施設における高圧ガスの製造についての責任は、別段の明確な保安上の契約がない限り、輸送者側が全責任をもつものとして運用されたい。</p>	
<p>2. 移動式製造設備でない輸送車</p>	<p>①手続き不要</p>	<p>①処理設備を有する場合には、法第5条第1項の許可を受ける。</p>	<p>2. 移動式製造設備でない輸送車</p>	<p>①手続き不要</p>	<p>①処理設備を有する場合には、法第5条第1項の許可を受ける。</p>
<p>3. 1. 以外の移動式製造設備)</p>	<p>① 法第5条第1項の許可は、実際に移動式製造設備を使用する場所ごとに受ける。ただし、移動式製造設備の使用について保安上の管理を行う事業所が別にある場合には、その事業所を第3条第1項括弧内の「使用の本拠」とし、当該移動式製造設備の使用の本拠となる事業所に所属する製造施設として扱うことができる。</p> <p>② 高圧ガスの製造に際し、実際に移動式製造設備を使用する事業所ごとに保安係員を選任することとなるが、①のただし書により許可を受けた場合であって、使用の本拠となる場所において保安係員が選任されている場合は、この限りでない。</p> <p>なお、この場合において、保安係員は法第32条第3項の管理責任との関係で自ら製造の作業に立ち会うか又は実際に製造設備を使用する者(当該許可を受けた</p>		<p>(新規)</p>		

	<p>者と雇用関係のある者に限る。)に対して保安上の指示を与え、適切な措置をとることができる体制にある者でなければならない。</p>	
(3)～(5) (略)		(3)～(5) (略)
第49条関係		第49条関係
<p>(1) <u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第16条第22号の規定に基づく検査をバルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める件(平成9年3月17日通商産業省告示第127号)で定めるところにより行うため、又はバルク貯槽の廃棄のために、液化石油ガスを入れたバルク貯槽を移動する場合は、バルク貯槽を充てん容器等と取り扱うものとし、液化石油ガス保安規則第49条に掲げる技術上の基準等を適用する。</u></p>		(新規)
(2) (略)		(1) (略)
第80条関係		(新規)
<p>第2項第2号中、「第97条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示(平成十七年三月三十日経済産業省告示第八十四号。以下「保安検査告示」という。)で定める検査方法の準用等に対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県又は指定保安検査機関は、第97条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。</p>		
(4)コンビナート等保安規則の運用及び解釈について		(4)コンビナート等保安規則の運用及び解釈について
第7条の3関係		(新規)
<p>第1項及び第2項中「製造設備の冷却の用に供する冷凍設備」とは、第2条関係の「いわゆる付属冷凍について」の図(ロ)及び(ハ)の※印を付した間接冷却式の付属冷凍設備の本体及び本体に取り付けられたラインの第一継手の範囲をいう。また、「冷凍保安規則に規定する技術上の基準による」とは、次のとおりとする。</p>		
(1) 第1項及び第2項中の第5条第1項第16号については、冷凍保安規則第64条第1号イを準用する。		
(2) 第1項及び第2項中の第5条第1項第17号及び第18号については、冷凍保安規則第7条第1項第6号を準用する。		
(3) 第1項及び第2項中の第6条第1項第19号については、冷凍保安規則第64条第1号ロを準用する。		
(4) 第1項及び第2項中の第5条第1項第21号については、冷凍保安規則第7条第1項第7号及び第8号を準用する。		
第37条関係		第37条関係
(1) 第2項第2号中、「第54条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示(平成十七年三月三十日経済産業省告示第八十四号。以		(新規)

下「保安検査告示」という。)で定める検査方法の準用等に対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県又は指定保安検査機関は、第97条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。

(2) (略)

#### (5) 冷凍保安規則の運用及び解釈について

##### 第3条関係

事業所とは、通常、社会通念的に、一つの事業所の内容たる活動が行われる場所であって、原則として、当該場所が第三者の道路によって分離されていない等、地縁的に一体化しているものをいうが、法第5条第1項第1号と第2号とが書き分けられていることに鑑み、冷凍の場合と冷凍以外の場合とではこの解釈の具体的適用は異なるものとする。すなわち、本規則の適用を受ける者にあつては、法第5条の「事業所」を「一つの冷凍設備と考えられる設備」が設置されている場所と解し、冷凍設備ごとに許可申請又は届出をすることとする。

この場合当然「一つの冷凍設備」と考えられるもののほか次のものが「一つの冷凍設備」と解する。

なお、ブラインを共通にしている2以上の冷凍設備については、これらの冷凍設備をまとめて「一つの冷凍設備」と解することができる。

イ～ニ (略)

(削る)

(1) (略)

#### (5) 冷凍保安規則の運用及び解釈について

##### 第3条関係

事業所とは、通常、社会通念的に、一つの事業所の内容たる活動が行われる場所であって、原則として、当該場所が第三者の道路によって分離されていない等、地縁的に一体化しているものをいうが、法第5条第1項第1号と第2号とが書き分けられていることに鑑み、冷凍の場合と冷凍以外の場合とではこの解釈の具体的適用は異なるものとする。すなわち、本規則の適用を受ける者にあつては、法第5条の「事業所」を「一つの冷凍設備と考えられる設備」が設置されている場所と解し、冷凍設備ごとに許可申請又は届出をすることとする。

この場合当然「一つの冷凍設備」と考えられるもののほか次のものが「一つの冷凍設備」と解する。

なお、平成9年9月30日付け平成09・09・29立局第2号により改正されたホの解釈については、従前の設備に対しても適用する。

イ～ニ (略)

ホ ブラインを共通にしている2以上の設備(次の(1)から(3)までに掲げるものを除く。)

(1) 冷媒ガスがフルオロカーボン(不活性のものに限る。)の場合であつて、次の①又は②に掲げるもの

① 1日の冷凍能力が5トン以上 50トン未満である複数の設備がブラインを共通にしており、その合計した1日の冷凍能力が50トン以上であるとき。(この場合において、1日の冷凍能力が20トン以上50トン未満である複数の設備がブラインを共通にしているときには、その合計した1日の冷凍能力が20トン以上50トン未満となる範囲内で一つの冷凍設備とみなすことができる。)

② 1日の冷凍能力が5トン以上 20トン未満である複数の設備がブラインを共通にしており、その合計した1日の冷凍能力が20トン以上50トン未満であるとき。

(2) 冷媒ガスがフルオロカーボン(不活性のものを除く。)又はアンモニアの場合であつて、次の①又は②に掲げるもの

① 1日の冷凍能力が3トン以上 50トン未満である複数の設備がブラインを共通にしており、その合計した1日の冷凍能力が50トン以上であるとき。(この場合において、1日の冷凍能力が5トン以上50トン未満である複数の設備がブラインを共通にしているときにはその合計した1日の冷凍能力が5トン以上 50トン未満となる範囲内で一つの冷凍設備とみなすことができる。)

② 1日の冷凍能力が3トン以上50トン未満である複数の設備がブラインを共通にしており、その合計した1日の冷凍能力が5トン以上50トン未満であるとき。

(3) 冷媒ガスが(1)及び(2)に掲げるガス以外のものである場合

1日の冷凍能力が3トン以上20トン未満である複数の設備がブラインを共通にしており、その合計した1日の

したがって、経済的観念から、一事業所と考えられる場合であっても、冷凍については、設備の数だけの事業所があることになり、法第8条の「製造のための施設」とは、冷凍設備及びそれが設置されている床等とし、法第14条の変更許可は、法第5条の許可を受け設置している冷凍設備に変更を行う場合に必要なものとする。(冷凍設備を新設する場合は、法第14条の変更許可ではなく、法第5条第1項第2号の許可である。)

また、認定指定設備を使用して高圧ガスの製造をしようとする者の許可の申請等の取扱いについては、次の表を参照のこととする。

(略)

#### 第7条関係

イ～ハ (略)

ニ 第6号の冷媒設備の設置に際し、規則第64条第2号に規定する気密試験及び耐圧試験に合格した旨の証明書(機器製造業者の証明書(検査員の氏名、資格及び番号を記載)を含む。)をもって、完成検査の際の資料と

して使用することができるものとする。

ただし、気密試験は次によるものとする。

①・② (略)

ホ～ヘ (略)

#### 第43条関係

第2項第2号中、「第69条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示(平成十七年三月三十日経済産業省告示第八十四号。以下「保安検査告示」という。)で定める検査方法の準用等で対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県又は指定保安検査機関は、第97条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。

冷凍能力が20トン以上であるとき。(この場合において、1日の冷凍能力が3トン以上20トン未満である複数の設備がラインを共通にしているときには、その合計した1日の冷凍能力が3トン以上20トン未満となる範囲内で一つの冷凍設備とみなすことができる。)

なお、認定指定設備と(1)、(2)又は(3)に掲げる設備がラインを共通にしている場合にあっては、認定指定設備の1日の冷凍能力は、その合計した1日の冷凍能力に加算しない。

したがって、経済的観念から、一事業所と考えられる場合であっても、冷凍については、設備の数だけの事業所があることになり、法第8条の「製造のための施設」とは、冷凍設備及びそれが設置されている床等とし、法第14条の変更許可は、法第5条の許可を受け設置している冷凍設備に変更を行う場合に必要なものとする。(冷凍設備を新設する場合は、法第14条の変更許可ではなく、法第5条第1項第2号の許可である。)

また、認定指定設備を使用して高圧ガスの製造をしようとする者の許可の申請等の取扱いについては、次の表を参照のこととする。

(略)

#### 第7条関係

イ～ハ (略)

ニ 第6号の冷媒設備の設置に際し、規則第64条第2号に規定する気密試験及び耐圧試験に合格した旨の証明書をもって、完成検査の際の資料として使用することができるものとする。

ただし、気密試験は次によるものとする。

①・② (略)

ホ～ヘ (略)

(新規)